

業務指示書

ギニアビサウ国水産施設運営・流通促進

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)（以下「機構」という。）が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2015年7月15日 12時 まで

問合せ先：調達部契約第二課 竹田 圭宏 Takeda.Yoshihiro@jica.go.jp

質問に対する回答：2015年7月21日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項——別紙のとおり

第3 業務実施上の条件——別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

()認めません。

()認めます。

(○)認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

()協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれます。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員とともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。

2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：水産施設運営・流通促進及び設備機器管理に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（○）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

（ ）業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括/水産施設運営・流通促進）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：水産施設運営、水産物流通に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：西アフリカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：ポルトガル語、フランス語、英語のいずれか

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 水産設備機器管理】

- 1) 類似業務の経験：水産設備機器管理に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：西アフリカ 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：ポルトガル語、フランス語、英語のいずれか
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限： 2015年7月24日 12時
- (2) 場所：本機構本部 1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写 4部
見積もり 正1部 写 1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調第42号））に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

（URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

4 (各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

() 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
() 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

() 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険（戦争危険担保特約）あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(O) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとして下さい。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について／通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(XOF1 = 0.21 円 , US\$1 =124.11 円 , EUR1 =136.38 円)

第8 プрезентーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(O) プрезентーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：独立行政法人国際協力機構 会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
(以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、
上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、
プロポーザル提出時、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者の
アドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。
条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価（技術評価）を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）は業務主任者（総括）と同様の項目・基準で評価を行います。

注）業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/水産施設運営・流通促進
水産設備機器管理

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

8.75 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年8月7日(金)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達>>コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL : http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程 :

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>規程」

(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される（その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される）見込みです。
- () 本件受注コンサルタント（JV構成員及び補強を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社を含む。）は、本業務（詳細設計）の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表
ギニアビサウ国水産施設運営・流通促進

評価項目	配点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)
(1) 類似業務の経験	6.00
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00
2. 業務の実施方針等	(50.00)
(1) 業務実施の基本方針の的確性	22.00
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	23.00
(3) 要員計画等の妥当性	5.00
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(40.00)
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(27.00)
	業務主任者のみ 業務管理グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/水産施設運営・流通促進	(27.00) ()
ア) 類似業務の経験	11.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00
ウ) 語学力	4.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00
オ) その他学位、資格等	4.00
②副業務主任者	(-) ()
カ) 類似業務の経験	—
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	—
ク) 語学力	—
ケ) 業務主任者等としての経験	—
コ) その他学位、資格等	—
③体制、プレゼンテーション	() ()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	—
(2) 業務従事者の経験・能力： 水産設備機器管理	(13.00)
ア) 類似業務の経験	7.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	1.00
ウ) 語学力	3.00
エ) その他学位、資格等	2.00
(3) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
(5) 業務従事者の経験・能力：	()
ア) 類似業務の経験	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	
ウ) 語学力	
エ) その他学位、資格等	
総合評点	[100.00]

【第2 業務の目的・内容に関する事項】

1. 案件の背景

ギニアビサウ国は西アフリカの大西洋岸に位置し、総面積36,125Km²、沿岸線の長さ273km、大陸棚面積45,000Km²を有し、沿岸域は河口とマングローブ林が入り組んだ湿地帯と約88の島々が散在している。同国の一人当たりのGDPは477ドル（2009年：181カ国中178位）に留まり、貧困削減が大きな課題となっている。同国は天然地下資源には恵まれず、主要産業は農業、水産業である。漁業については海岸線273Km、大小約70の島からなるビサゴス諸島を含む広大な大陸棚を有し、発達した河川から海に流れ込む豊富な栄養塩の恩恵を受けて、沿岸域は有望な漁業資源の再生産場や漁場となっている。他方、水産関連インフラを含む基本的な社会インフラの未整備、動力化を含めた漁業開発基盤の未整備、不十分な自国零細漁民育成、漁業資源管理と漁業管理体制の未整備、脆弱な水産行政等により、零細漁業振興が思う様には進んでいない。同国の南部地域は他地域に比較し開発が遅れており、漁業省（当時）は、南部開発アクションプランの重要な拠点として、カシーン村を選定した。同村は、漁業を生活の基盤とするコミュニティで形成されているが、以下の課題があった。

- ① 水産関連インフラ整備が遅れており、漁村民の生計向上に資する効率的な漁業、水産物の品質向上を支援する施設・設備が無い。
- ② 基本的な社会インフラの整備が遅れているため、医療・教育へのアクセスが容易ではなく、安全な水の確保がなされていない等、漁村民のベーシック・ヒューマン・ニーズ（BHN）が満たされていない。

かかる状況から、ギニアビサウ国政府は、依然貧困生活から脱却できていない南部地域における漁村民の生計向上と漁村生活環境の改善を目的に、水産関連施設及びBHN関連施設の建設に係る無償資金協力を我が国に要請した。これを受け我が国は、無償資金協力「トンバリ州零細漁業施設建設設計画」（E/N署名2010年6月、2012年2月完工）を実施し、カシーン零細漁業センターを整備した。本無償案件では、ソフトコンポーネントにより、施設・機材の運営管理体制の構築、流通システムの構築を行ったが、施設引渡後の運用と定着を行う同国政府の行政能力が限定的であることから、当無償案件の成果を着実に発現させるため、同国政府から短期専門家による支援が要請された。JICAは、2012年3月から9月の計画で、ギニアビサウ国漁業省零細漁業局をカウンターパート（C/P）機関とし、無償資金協力によって建設された水産施設・機材の運営維持管理体制を構築するとともに、同国の鮮魚流通の拠点として有効に機能し、持続的鮮魚流通システムを定着させることを目的とした専門家派遣を開始した。しかし、活動開始直後の2012年4月、同国でクーデターが発生し専門家は退避、その後状況の改善見込が立たないことから、本専門家派遣は中断となった。

2014年4月及び5月に大統領選が平和裏に執り行われたことを受け、ドナーは対ギニアビサウ国支援を再開し、我が国も同年8月に新規二カ国間経済協力の再開を決定した。JICAは上記決定を踏まえて、同年11月に現状確認調査を実施し、本協力ニーズの現状及び実施体制等について改めて確認した結果、引き続き協力をを行う必要性・妥当性が認められたことから、本専門家の派遣を再開することとする。

本専門家派遣は、個別専門家のチーム派遣とする。指導分野及び主な業務内容（案）は以下のとおり。

- 1) 総括／水産施設運営・流通促進（3号）
- 2) 水産設備機器管理

2. 案件概要

（1）上位目標：

ギニアビサウ国における水産物の安定供給に貢献する。

（2）プロジェクト目標：

無償資金協力「トンバリ州零細漁業施設建設設計画」によって建設された水産施設及び整備された機材（以下、本施設・機材）が持続的かつ良好に運営管理され、鮮魚流通拠点として有効に利用される。

（3）期待される成果：

- ・本施設・機材の適切な運営維持管理方法が策定される。
- ・本施設・機材の適切な運営維持管理体制が構築される。
- ・本施設関係者の施設・機材運営維持管理能力が向上する。

（4）活動の概要：

- ・本施設・機材の運営維持管理状況及び流通状況について情報収集する。
- ・関係者とともに上記現状について協議の上、課題を分析する。
- ・関係者とともに上記課題について改善策を検討し、施設・機材運営維持管理及び流通実施促進に係る計画策定支援を行う。
- ・関係者に対して必要な技術支援を行う。
- ・関係者に対して必要な研修を行う。

（5）対象地域：

ギニアビサウ国トンバリ州カシーン村及び首都ビサウ

（6）関係機関：

首相府漁業・海洋経済閣外省零細漁業総局

3. 業務の目的

「ギニアビサウ国水産施設運営・流通促進業務」実施に関し、これまでのギニアビサウ国に対する水産協力結果の適切な活用に向けた活動を実施し、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す業務を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 業務実施方法

1) 業務実施及び契約期間

- ・ 本業務の実施期間は、契約開始後約 12 ヶ月間とする。
- ・ コンサルタントは、対象国の状況や課題を隨時確認・分析し、業務進捗状況をモニタリングの上、必要に応じ活動計画の修正を検討、JICA あて提案する。

2) 専門家チーム派遣

- ・ 本業務は「総括／水産施設運営・流通促進業務」を核として実施するが、本件で対処すべき対象地域の課題に対応するべく複数分野の短期専門家を組合せたチーム派遣の形態をとることとする。
- ・ 対ギニアビサウ国水産協力案件における課題に対応するため、本施設・機材についてソフト・ハード両面から現状及び課題を調査・分析の上、対応策を検討する。課題への対応として、一部修理やメンテナンス等の実施及び先方技術者への研修実施が求められていることから、「水産設備機器管理」分野の投入を想定している。本業務指示書に示された業務の実施に向け、別途最適と思われる専門家の派遣分野及び期間等の想定がある場合には、プロポーザルにて提案すること。
- ・ 短期専門家の派遣は、「現況・課題調査」及び「課題対応策の実施」の 2 フェーズが想定される。現況・課題調査フェーズについては、「総括／水産施設運営・流通促進業務」専門家がソフト・ハード両面を担当することも可。
- ・ 専門家チームの総括は、他に派遣される短期専門家に係る計画及び実施結果を取纏め、評価の上、JICA への連絡・報告・協議を行うこととする。

3) 課題解決に向けた柔軟な対応

- ・ 以下（2）及び（4）に示す対ギニアビサウ国水産協力案件における課題に対応するため、コンサルタントは情勢の推移や協力活動の進捗を把握し、当初の想定に拘らず JICA に対してより適切な改善提案を行うこと。提案は JICA 及びコンサルタントの間で検討の上、必要な計画変更を行うものとする。

4) 進捗確認・情報共有

- ・ 活動の計画・進捗・結果等については、適切な時期に JICA と共有・協議することとする。

- ・各専門家の出発・帰国の際には、JICA 農村開発部、セネガル事務所それにおいて打合せを行うこととする。
- ・各専門家の渡航に際しては、JICA 農村開発部及びセネガル事務所あて、活動計画、進捗報告（月報）、帰国報告を、書面により提出することとする。

（2）事後評価

本業務の対象である無償資金協力「トンバリ州零細漁業施設建設計画」は事後評価実施時期となっているが、クーデター後の支援停止の影響等から 2015 年度時点で実施されていない。今後の事後評価実施に備え、施設についての課題の確認・分析、対応策の検討及び実施を行うとともに、必要に応じギニアビサウ政府の早急かつ具体的な対応を促すこととする。

6. 業務の内容

（1）派遣前国内準備期間（2015年8月中旬）

- 1) ギニアビサウ国の水産政策及びカシーン零細漁業センターの位置付けや役割、行政の実施体制等について情報収集し、現状と課題を把握する。
- 2) 同国におけるドナーや民間企業の水産分野に係る活動について情報収集を行い、現状と課題を把握する。
- 3) 「トンバリ州零細漁業施設建設計画」に係る経緯や概要につき情報収集し、現状と課題を把握する。また、本施設・機材の図面、技術的資料、マニュアル類を収集し、JICA 関係者、本施設・機材の施工業者、コンサルタント等から聞き取り調査を行う。特に、水処理室に設置された給水用鉄・マンガン低減装置が停止しており、運用再開の必要があることから、具体的な対応方法につき確認する。
- 4) カシーン零細漁業センターの現状と課題について情報収集し、分析の上、対応策（案）を検討する。
- 5) 上記事前準備結果を基に業務計画書案（日本語）を策定し、JICA 農村開発部あて説明を行い、コメントに従い内容を修正する。
- 6) 勉強会、対処方針会議等が開催される際には出席する。

（2）現地派遣期間（2015年8月下旬～2016年8月上旬）

- 1) 業務計画書案（日本語）の内容をJICAセネガル事務所あて説明し、コメントに従い内容を修正する。
- 2) ワークプラン（日本語・ポルトガル語）を策定し、JICA農村開発部、JICAセネガル事務所及び先方政府あて説明する。
- 3) ギニアビサウ国の水産政策及びカシーン零細漁業センターの位置付けや役割、行政の実施体制、機能状況等について情報収集し、現状と課題を分析の上、センターの運営改善のための方策を検討し、実施する。

- 4) 同国におけるドナーや民間企業の水産分野に係る活動について情報収集を行い、現状と課題を分析の上、センターの運営改善の方策を検討し、実施する。
 - 5) カシーン零細漁業センターの現状と課題について情報収集し、分析の上、ギニアビサウ国側と協働して対応策を実施する。
 - 6) カシーン零細漁業センターに係る施設及び資機材の現状並びに運営・活用状況について、政策、行政、体制、ニーズ、ハード、ソフト等の面から総合的に調査・分析を行う。調査・分析結果を踏まえ、具体的かつ実効的な対応策を検討し、先方政府の対応を働きかけるとともに、本協力の枠組の中で取組み可能な対応策を検討し、実施する。水処理室に設置された給水用鉄・マンガン低減装置が停止しており、運用再開に向けた措置を行う。
 - 7) 「トンバリ州零細漁業施設建設設計画」に係る事後評価調査に向け、課題を確認の上、必要な対応策を検討・実施する。
 - 8) 近隣国で我が国が供与した水産関連施設を視察し、運営維持管理及び水産物流通に係る現状や課題、対応策等を理解し、カシーン零細漁業センターの運営維持管理及び水産物流通の改善に向けた知見を得ることを目的とした第三国研修を企画し、ギニアビサウ国の水産関係者を対象に実施する。対象国は、水産関連施設案件が多く周辺国との技術交換や研修受入の実績のあるセネガル国とする。
 - 9) 上記活動結果を踏まえ、「水産施設運営維持管理」及び「水産物流通」に係るマニュアル等（日本語・ポルトガル語）に取纏める。
 - 10) 状況に合わせて活動計画を適宜更新する。
 - 11) 月報及び専門家業務進捗報告書を作成し、JICA農村開発部、セネガル事務所及び先方政府あて説明・報告する。
 - 12) 対象国における水産関係調査団派遣や政策協議等が行われる場合には、JICAからの要請に応じ参加するとともに、受入や実施に係る対応を行う。
- (3) 帰国後整理期間（2016年8月中旬）
- 1) 専門家業務完了報告書（日本語）を作成し、JICA農村開発部に説明・報告する。

7. 成果品等

(1) 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、活動終了時に提出する「専門家業務完了報告書」とする。また、「専門家業務完了報告書」には、活動に際し策定した「水産施設運営維持管理」及び「水産物流通」に係るマニュアル等を含むものとする。

	レポート名	提出時期	部 数

①	業務計画書 (共通仕様書の規定に基づく)	契約締結後 10 日以内	日本語： 3 部 電子データ
②	ワーク・プラン	業務開始から約 1 カ月後	日本語： 3 部 ポルトガル語： 3 部 電子データ
③	専門家業務完了報告書	2016 年 8 月上旬	日本語： 3 部 ポルトガル語： 15 部 CD-R： 3 枚

専門家業務完了報告書については製本することとし、その他の報告書等は簡易製本とする。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

（2）コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、月次の業務報告を作成し、共通仕様書第 7 条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付して、当機構に提出する。なお、先方と文書にて合意したものについても適宜添付の上、JICA に報告するものとする。

【第3 業務実施上の条件】

1. 業務工程

本件に係る業務工程は2015年8月に開始し、約12カ月後の終了を目処とする。

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 業務量の目途

業務量は以下を目途とする。

全体：約 8.75M/M（運営：現地 6、国内 0.5／設備：現地 2、国内 0.25）

(2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な要員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

1) 総括／水産施設運営・流通促進（3号）

2) 水産 設備機器管理

(3) 通訳の傭上

現地にてポルトガル語通訳（仏－葡、英－葡等）の傭上を認める。傭上する場合には、見積書に計上すること。

※ただし、評価対象者の語学力をポルトガル語で評価する場合は、通訳傭上は認めない。

3. 相手国の便宜供与

(1) カウンターパートの配置

(2) 事務所スペースの提供

4. 配布資料及び公開参考資料

(1) 本業務に関する以下の資料は、JICA農村開発部農業・農村開発第二グループ第五チーム（TEL:03-5226-8409）への照会を通じて電子データを配布します。

1) ギニアビサウ国水産施設運営・流通促進専門家報告書（退避前）

2) セネガル国水産行政アドバイザー「ギニアビサウ出張報告書」

(2) 本業務に関する以下の資料がJICAウェブサイトで公開されています。

1) ギニアビサウ国トンバリ州カシーン村零細漁業施設建設計画

<http://www.jica.go.jp/oda/project/1060360/>

5. 業務用機材

業務遂行上必要な機材が有れば、プロポーザルの中で提案すること。

6. その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができるこことする。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 第三国研修費用の計上

上記6. 業務の内容（2）8）に記載されたセネガル研修は、専門家×1名及びカウンターパート×5名が約1週間の期間で実施することを想定しており、必要な経費として一律1,200,000円を計上すること。

(3) 安全管理

ギニアビサウ国内での業務に際しては、JICAが規定する安全管理措置を遵守するとともに、JICAセネガル事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。留意事項は以下のとおり。

1) 業務渡航に際しての留意事項

- ①渡航前にJICA総務部安全管理室からブリーフィングを受けること。
- ②渡航前にセネガル事務所を通じ国連機関から最新の政治・治安情報を確認する。
- ③夜間の徒歩による外出は禁止。
- ④緊急時の連絡手段（地上波携帯電話及び衛星携帯電話）を携行する。
- ⑤セネガル事務所に定期連絡を行う。

※衛星携帯電話はJICAセネガル事務所から貸与予定。

2) ビサウ市外の陸路移動の際の留意事項

- ①国連機関等から最新の政治・治安情報を入手しておくこと。
- ②日の出前、日没後の都市間移動は禁止。
- ③原則カウンターパートを同行させる。

(4) 不正腐敗防止ガイドンス

「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に本業務を実施下さい。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口又はJICA担当者に速やかに相談下さい。

以上